

< 公表資料 >

## 旅客船・フェリーの安全対策等に関する行政評価・監視の結果

平成 15 年 3 月 26 日  
総務省 東北管区行政評価局  
(局長 田代 喜啓)

### 不断の安全対策等に努めるよう一層の指導の徹底を

東北運輸局は、旅客航路事業者における不断の安全対策等を確保する観点から、安全総点検等の仕組みを更に活用しつつ、指導の徹底を図る必要

[ 事業者における安全対策等の実態 ]

安全対策の基本となる運航管理規程の整備が十分でない事業者

運航管理者等の責任体制が十分整っていない事業者

運航管理規程に定める安全対策を遵守していない事業者

救命・消防設備の積付方法、維持管理が不適切な事業者

無届けで遊覧船を運航している事業者

利用者の立場に立った配慮に欠けている事業者

なお、今後かなりの確率で津波被害の発生が懸念される一方、事業者の地震対策の取組にかなりの濃淡がみられることから、防災マニュアルの策定、教育訓練の実施等について一層の指導・支援を図ることが望ましい。

( 本行政評価・監視の目的、背景 )

東北における旅客航路事業は、54 事業者で定期 47 航路、不定期 96 航路に上り、輸送人員は 441 万人 ( 平成 13 年度 ) に達する等東北各地の観光航路及び島民の生活手段として大きな役割を果たしてきており、これら旅客船 ( フェリーを含む。以下同じ。 ) は一旦災害が発生した場合にはその影響が大きいことから、不断の安全対策が求められているところである。この行政評価・監視は、旅客航路事業者における運航管理体制及び船舶安全設備の整備状況等安全対策の実態並びに東北運輸局等の事業者に対する指導監督状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

( 担当・照会先 )

東北管区行政評価局  
第二部第 3 評価監視官 さこ 迫 廣美  
TEL 022 ( 262 ) 9289

## 第1 実施時期等

- 1 調査実施時期 平成14年12月～平成15年3月
- 2 調査対象機関 国土交通省東北運輸局（石巻海事事務所、気仙沼海事事務所、青森運輸支局、八戸海事事務所）  
第二管区海上保安本部  
20 旅客航路事業者（宮城県内10事業者、青森県内9事業者、山形県内1事業者）
- 3 調査担当局・所 東北管区行政評価局  
青森行政評価事務所

## 第2 改善意見の通知（所見表示）

今回の調査の結果、改善を要すると認められる事項があったので平成15年3月26日、東北管区行政評価局長から東北運輸局長に対し改善意見の通知（所見表示）を行った。

## 第3 行政評価・監視結果の概要

### 調査結果

#### 1 旅客船の運航管理

##### (1) 運航管理規程の整備状況

###### 【調査結果のポイント】

運航管理規程は、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定めた安全対策の基本となるものであるが、その整備が不十分となっている事業者が認められた。

###### 【事例】

規程の一部である非常連絡表で肝心の海難救助要請先（海上保安部）の電話番号に誤りがある等、緊急対応の基本情報である非常連絡表に不備のあるもの（12事業者）  
飲酒の制限等についての規定など必要な規定を設けていないもの（14事業者）

##### (2) 運航管理者等の責任体制

###### 【調査結果のポイント】

運航管理者は、運航計画の作成、悪天候時の発航中止の指示、事故発生時の処理等船舶の運航及び輸送の安全に関する業務の統括責任者の役割を有するものであるが、その体制が十分でない事業者が認められた。

**【事 例】**

運航管理者（運航管理者代行等含む。以下同じ。）が船舶の運航時間帯よりも短い勤務時間帯となっている、又は、船舶が運航していても日曜祝日等には勤務しておらず、これら運航管理者が勤務していない時間帯における陸上との連絡体制が整備されていないなど船舶と運航管理者との連絡体制が不十分なもの（6事業者）

(3) 運航管理規程の遵守等安全対策の取組状況

**【調査結果のポイント】**

運航管理規程で定めた輸送の安全を確保するための諸事項を遵守していない等安全対策の取組が不十分な事業者が認められた。

**【事 例】**

船長が運航管理者に必ず連絡することと定めている発航前点検終了の連絡や通過地点の連絡などを行っていないもの（10事業者）

飲酒の制限等に対する安全確認の体制が整備されていないもの（14事業者）

旅客が車両に乗車したまま車両区域内に残留しており火災予防措置等が不十分なもの（1事業者）

(4) 安全教育・事故処理訓練の実施状況

**【調査結果のポイント】**

輸送の安全を確保するためには、規程を整備するだけでなく、運航管理担当者、乗組員等に対する規程の内容に基づいた適時の安全教育、緊急時の事故処理訓練が不可欠であると考えられるが、このような教育・訓練が十分行われていない事業者が認められた。

**【事 例】**

安全対策の基本である自社の運航管理規程の内容についての周知徹底及びその遵守を図る安全教育が不十分なもの（14事業者）

事故処理訓練は実施しているものの備付けの非常連絡表を用いた事故処理（通報）訓練、定員に近い旅客が乗船していることを想定しての事故処理訓練を実施しておらず、訓練内容が不十分なもの（15事業者）

## 2 旅客船の安全設備

### 【調査結果のポイント】

救命・消防設備は緊急時にその用をなすことが重要であるが、これら設備の積付けの方法、その後の維持管理等の面で改善を図る必要がある事業者が認められた。

### 【事 例】

救命胴衣庫自体が不適切な場所に設置されている、あるいは救命胴衣庫にその他の物品が収納されている、救命胴衣庫の前に障害物が置かれている等のため、緊急時に救命胴衣を安全、迅速に取り出すことが困難な状況となっているもの（4事業者）

小児用救命胴衣をそれと判別できない状態で大人用救命胴衣と一緒に格納しているため、緊急時に小児用として使用することが困難となっているもの、小児用救命胴衣を分散して積み付けていないもの（2事業者）

海難用として備え付けられている自己点火灯が電池切れで点灯しない状況となっているもの（2事業者）

消火栓をビニール袋で覆いひもで縛りつけている、あるいは消防用赤バケツを床下の船倉に保管しており、これらを緊急時に直ちに使用することが困難となっているもの（3事業者）

避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等について、船内放送により旅客に対する周知を実施していないもの（8事業者）

## 3 利用者サービスの状況

### 【調査結果のポイント】

運航時刻、運賃、料金（一等室・グリーン室等の料金）及び運送約款を当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所等に見やすいように掲示及び備え付ける必要があるが、掲示の不備あるいは利用者の立場に立った配慮が欠けている事業者が認められた。

### 【事 例】

所定の場所に運航時刻を掲示していない、複数事業者の運航時刻を一体的に掲示している場合で時刻に対応する事業者名を掲示していないものなど運航時刻の掲示について改善を要するもの（6事業者）

所定の場所に運賃及び料金を掲示していない、改定前の旧運賃を掲示しているなど運賃及び料金の掲示について改善を要するもの（6事業者）

離島航路補助金が交付されている事業者において、旅客船到着の4分前にバスが発車し次のバスまで43分の待ち時間が生じている、バス到着の3分前に旅客船が発航し次の便まで2時間以上の待ち時間が生じているなど旅客船とバスとの接続について配慮に欠けているもの（2事業者）

運航時刻や運賃の改正などについての情報提供が、地元の観光協会等に対して十分に行われていないこともあって、観光協会等のパンフレット等に記載されている運航時刻、運賃、所要時間及び事業者名が実態と異なっているもの（7観光案内パンフレット等）

#### 4 旅客運送に係るその他の問題

##### (1) 地震防災対策の取組状況

###### 【調査結果のポイント】

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域として指定されているのは東海地震に係る地域のみで、東北地方の旅客運送事業者については、法令上特に地震防災規程の策定は義務付けられていないが、今後かなりの確率で津波の発生が懸念されている状況の下、事業者の地震防災対策への取組状況にはかなりの濃淡が認められた。

###### 【事例】

航行中、着岸中の船舶の対応措置を定めたマニュアル、非常配置表を作成し、事務室に掲示している、あるいは津波が予想される場合に旅客を誘導する具体的な避難場所などについて教育している等の地震防災対策の取組を行っているもの（5事業者）

特段の取組を行っていないもの（13事業者）

##### (2) 事業開始の届出の励行状況

###### 【調査結果のポイント】

旅客定員 13 人未満の人の運送を行う事業は、届出制であり、届出事業者の範囲は、平成 12 年 10 月 1 日から総トン数 5 トン未満の船舶に拡大されたが、無届けで遊覧船を運航している事業者が 8 事業者認められた。

#### 5 東北運輸局の指導・監督状況

##### (1) 安全総点検の実施状況

###### 【調査結果のポイント】

東北運輸局では、毎年、夏期の輸送等に関する安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しているが、事業者自身による自主総点検及びその後の運輸局による確認、指導という安全総点検の仕組みを更に活用していく必要のある状況が認められた。

##### (2) 運航管理業務等監査の実施状況

###### 【調査結果のポイント】

東北運輸局では、運航管理業務等監査を各事業者に対しおおむね 5 年間に 1 回以上実施することとしているが、平成 14 年度実施の運航管理業務等監査結果をみると、監査項目の一部に確認が十分行われていない状況が認められた。

## 改善意見

東北運輸局は、旅客運送事業におけるより一層の輸送の安全確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

### 事業者指導等の徹底

事業者における次のような安全対策等の実態を踏まえ、安全総点検における事業者自主点検結果の十分な確認と改善指導、運航管理業務等監査における監査項目ごとの十分な確認等により、指導の徹底を図ること。

）安全対策の基本となる運航管理規程の整備、運航管理者等の責任体制が十分でない事業者が認められるとともに、規程で定めた安全確保のための諸事項を遵守していない事業者が認められること、その背景の一つとして十分な教育・訓練が行われていない事業者が認められること。

）救命設備等の安全設備については、積付方法、その後の維持管理等の点で緊急時に容易、迅速に使用できるよう改善を図る必要のある事業者が認められること。

）利用者サービスについては、運航時刻、運賃等の掲示、その内容・方法、バスとの接続等の点で利用者の立場に立った配慮に欠けている事業者が認められること。

なお、その際、事業者による自主点検の仕組みがその機能を十分に果たすよう留意すること。また、東北運輸局及び管内運輸支局・海事事務所の間で、指導内容等が区々となっていることについてはその見直しを図ること。

### 無届け事業者の実態把握等

総トン数5トン未満の船舶についても届出が必要な旨、再度、関係団体への周知を図るとともに、無届け事業者の実態把握を行い、届出を励行させること。

また、東北地方は、法令上地震防災規程の策定は義務付けられていないが、過去に甚大な津波被害が発生し、今後かなりの確率で津波の襲来が懸念されている一方、事業者における取組にかなりの濃淡が認められることから、規程の策定、教育訓練の実施等について、より一層の指導・支援を図ることが望ましい。